

山口県交通安全学習館条例

平成5年3月26日

山口県条例第1号

(設置)

第1条 交通安全活動を推進するため、交通安全学習館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交通安全学習館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
山口県交通安全学習館	山口市

(業務)

第3条 山口県交通安全学習館(以下「学習館」という。)は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 交通安全に関する教育の実施に関すること。
- (2) 交通安全に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること。
- (3) 交通安全に関する調査及び研究に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交通安全活動を推進するために必要な業務に関すること。

(利用の拒否)

第4条 知事は、学習館を利用する者(以下「利用者」という。)が次の各号の一に該当するときは、その利用を拒むことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 知事の指示に従わないとき。

(使用料)

第5条 利用者は、山口県使用料手数料条例(昭和31年山口県条例第1号)に定めるところにより、使用料を納入しなければならない。

(弁償)

第6条 利用者は、学習館の施設又は機器を亡失し、又は損傷したときは、知事の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は金銭をもってその損害を弁償しなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、弁償金額の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、学習館の管理について必要な事項は、知事が定める。